車は使っていなくても
廃車手続きをしないと税がかかります

障害者の方には
自動車税の減免制度があります

◆問い合わせ・申請先　税務課 市民税班 ☎52−9292・香北支所 ☎52−9285・物部支所 ☎52−9288

ミニバイク等の廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税の賦課期日は４月１日です。４月１日までに廃車されていないものは課税されます。次の場合は、早めに手続きをしてください。

●転出または転入した　●車両を譲渡したが、名義を変更していない
●故障などで、車両を放置している　●車両の盗難にあった　●所有者が死亡した

また、農耕作業用自動車（最高速度35㎞/h未満）を所有されている方は、登録の手続きをしてください。

車　　種	届　出　先　等	届出に必要なもの	
原動機付自転車（〜125cc） 小型特殊自動車（農耕車含む）	税務課　☎52−9292 香北支所　☎52−9285 物部支所　☎52−9288	廃　　車	認印・ナンバープレート
		名義変更	新所有者の認印・譲渡証明書
		盗　　難	認印・警察への盗難受理番号
軽二輪（126〜250cc） 軽自動車（四輪等）	(社)全国軽自動車協会連合会 高知県事務取扱所 高知市長浜3106−3 （長浜産業団地内） ☎088−842−4311(代)	廃　　車	認印・検査証（届出済証） ナンバープレート（前後の２枚） 自賠責保険証
		名義変更	新旧所有者の認印 新所有者の住民票（３カ月以内） 検査証（届出済証）・自賠責保険証
二輪の小型自動車（251cc〜）	高知運輸支局登録課 高知市大津乙1879番地１ ☎050−5540−2077 お電話の場合は、音声案内に従ってください。	住所変更	住民票（３カ月以内） 認印 検査証（届出済書） 自賠責保険証書

※手続き内容により必要書類・費用等が異なります。また、上記以外の書類等が必要な場合もあります。一度、各届出先へお問い合わせください。

障害者の方の軽自動車税の減免制度の手続きが簡単になりました

障害者の方で軽自動車税の減免を受けている方の内、昨年度に引き続いて申請される方で、申請内容に変更の無い場合は、昨年度から申請が簡素化されています。

手続方法

前年度に減免を受けた方には４月上旬に継続の申請用紙を送付しますので、記入の上、納期限までに提出してください。ただし、軽自動車の所有者の変更等の手続きを行った場合や、減免を受けられていた方が死亡した場合については送付しませんのでご注意ください。

※昨年度の申請内容から変更がある場合は通常の減免申請を窓口にて行う必要があります。
※納付書発送時期（５月上旬）までに提出がない場合、納付書・納税通知書が発送されますのでご了承ください。
※公益減免については継続用の申請はありませんので、窓口での申請が毎年度必要となります。

軽自動車税の減免制度

身体障害者等の方には自動車税の減免制度があります。ここでは、軽自動車税の減免制度について紹介します。

減　免　範　囲　（台数は１台で、車種は自家用のもの）

区　分	所有者※1		運転者	使用の内容
本人運転	本　人		本　人	障害者の移動のため
同一生計者または常時介護者の運転	身体障害者	本人	生計を一にする親族か単身または障害のある方のみで構成される世帯で生活している障害者の方を常時介護する方※3	通院・通学（園）・通所・生業のための送迎（月４回以上かつ１年以上継続して使用が見込まれること）※4
	身体障害児 知的障害児・者 精神障害者	生計を一にする親族※2		

※１　原則として、所有者、使用者ともに障害者の方の名義であることが必要です。ただし、所有権留保付きの場合は、使用者が障害者の方であれば、所有者がディーラー等でも差し支えありません。
※２　同居の親族が原則です。別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみを対象とします。
※３「常時介護者」とは、もっぱら障害者の方の通学等のために継続して日常的（月４回以上）に運転する方をいいます。
※４　初回申請時に使用内容の証明（通院証明等）が必要になります。

障害者の範囲

◆身体障害者手帳の交付を受けている方

■…本人が運転する場合のみ
□…本人・同一生計者の方および常時介護者の方が運転する場合

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		□	□	□	□		
聴覚障害			□	□			
平衡機能障害				□			
音声機能の喪失（喉頭摘出のみ）				■			
上肢機能障害		□	2級の1・2 □ 2級の3・4 ■	■			
下肢機能障害		□	□	3級の1 □ 3級の2・3 ■	■	■	■
体幹機能障害		□	□	□		■	
脳原性	上肢機能	□	両上肢 □ 一上肢 ■	■			
	移動機能	□	□	両下肢 □ 一下肢 ■	■	■	■
心臓機能障害		□		□	□		
じん臓機能障害		□		□	□		
呼吸器機能障害		□		□	□		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		□		□			
小腸の機能障害		□		□			
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		□	□	□			
肝臓機能障害		□	□	□			

◆戦傷病者手帳の交付を受けている方…障害の程度により減免の可否が異なりますのでお問い合わせください。
◆知的障害児・知的障害者の方…療育手帳Ａ１、Ａ２の手帳を持っている方。
◆精神障害者の方…１級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方。

申請期間

４月７日（月）〜６月２日（月）

申請に必要なもの

①減免申請書
②身体障害者手帳等
③認印
④自動車検査証または写し
⑤運転免許証または写し
⑥納税通知書
※①減免申請書は窓口にてお渡しします。

その他の減免制度

普通自動車税の減免制度もあります。ご希望の方は、お問い合わせください。なお、軽自動車税の減免と二重の申請はできません。

■中央県税事務所
自動車税課減免係
☎088−866−8500